

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第42号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この規則において「地域機関の長」とは、新潟県行政組織規則(昭和35年新潟県規則第8号)第3章に規定する地域機関(保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、 <u>女性相談支援センター</u> 、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除く。)に置く長をいう。 (地域機関の長への共通委任) 第3条 次に掲げる事務は、地域機関の長に委任する。 (1)～(4)の3 (略) (5) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業、 <u>職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(平成7年人事委員会規則第8-55号)第24条第1項に規定する事由による休業及び職務専念義務の免除の承認等</u> をすること(地域振興局長以外の地域機関の長の5日以上に係るもの(回規則第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇に係るものを除く。)、研修及び兼職に係るもの並びに結核性疾病に係るものうち1日を単位とするものを除く。))。 (5)の2～(9) (略) (地域機関の長等への共通委任) 第3条の2 次に掲げる事務は、地域機関の長並びに保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、 <u>女性相談支援センター</u> 、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターの長(以下「地域機関の長等」という。)に委任する。	(定義) 第2条 この規則において「地域機関の長」とは、新潟県行政組織規則(昭和35年新潟県規則第8号)第3章に規定する地域機関(保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、 <u>女性福祉相談所</u> 、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除く。)に置く長をいう。 (地域機関の長への共通委任) 第3条 次に掲げる事務は、地域機関の長に委任する。 (1)～(4)の3 (略) (5) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義務の免除の承認等をする事(地域振興局長以外の地域機関の長の5日以上に係るもの(職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(平成7年人事委員会規則第8-55号)第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇に係るものを除く。)、研修及び兼職に係るもの並びに結核性疾病に係るものうち1日を単位とするものを除く。))。 (5)の2～(9) (略) (地域機関の長等への共通委任) 第3条の2 次に掲げる事務は、地域機関の長並びに保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、 <u>女性福祉相談所</u> 、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターの長(以下「地域機関の長等」という。)に委任する。

(1)～(7) (略)

(地域振興局長への委任)

第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。

(1)～(128) (略)

(129) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第5条第6項(同法第48条第9項、第84条、第85条第5項、第85条の2第5項、第85条の3第4項及び第10項、第87条の2第10項、第87条の3第7項、第88条第6項及び第18項、第96条の2第7項並びに第96条の3第5項において準用する場合を含む。第257号において同じ。)の規定による地区編入の承認をすること。

(130)～(144) (略)

(144)の2 土地改良法第87条の3第7項において準用する同法第5条第6項及び第7項の規定により、地区編入の承認の申請をすること及び同意を得ること。

(145)・(146) (略)

(147) 土地改良法第88条第6項において準用する同法第5条第6項及び第7項の規定により、地区編入の承認の申請をすること及び同意を得ること。

(148) 土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画を変更した旨を公告し、縦覧に供すること(同法第88条第6項において準用する同法第48条第4項及び第6項に規定する軽微な変更等に係るものに限る。)。

(148)の2 土地改良法第88条第18項において準用する同法第5条第6項及び第7項の規定により、地区編入の承認の申請をすること及び同意を得ること。

(149)～(544) (略)

2・3 (略)

4 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(213) (略)

(214) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第8条の規定により、必要な指導及び助言をすること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうち、最高の高さが45メートルを超える建築物を除く。次号から第231号まで及び第242号において同じ。)

(215) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項及び第2項の規定により、計画の判定をすること。

(216) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第3項から第5項までの規定

(1)～(7) (略)

(地域振興局長への委任)

第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。

(1)～(128) (略)

(129) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第5条第6項(同法第48条第9項、第84条、第85条第5項、第85条の2第5項、第85条の3第4項及び第10項、第87条の2第10項、第88条第6項、第96条の2第7項並びに第96条の3第5項において準用する場合を含む。第257号において同じ。)の規定による地区編入の承認をすること。

(130)～(144) (略)

(145)・(146) (略)

(147) 土地改良法第88条第6項において準用する同法第5条第6項の規定により、地区編入の変更の承認の申請をすること。

(148) 土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画を変更した旨を公告し、縦覧に供すること。

(149)～(544) (略)

2・3 (略)

4 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(213) (略)

(214) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第8条の規定により、必要な指導及び助言をすること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうち、最高の高さが45メートルを超える建築物を除く。次号から第231号まで及び第242号において同じ。)

(215) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項及び第2項の規定により、計画の判定をすること。

(216) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第3項から第5項までの規定に

- により、通知書を交付すること。
- (217) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第2項及び第3項の規定により、計画の判定をすること。
- (218) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第4項から第6項までの規定により、通知書を交付すること。
- (219) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (220) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第2項の規定により、必要な措置をとるべきことを要請すること。
- (221) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第3項の規定により、計画の写しを受理すること。
- (222) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第1項の規定により、計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること。
- (223) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第2項の規定により、指示に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (224) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第3項の規定により、協議を求めること。
- (225) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第17条第1項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。
- (226) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第1項の規定により、届出を受理すること。
- (227) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第2項の規定により、計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること。
- (228) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第3項の規定により、指示に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (229) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第20条第2項の規定により、通知を受理すること。
- (230) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第20条第3項の規定により、協議を求めること。
- (231) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第21条第1項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。
- (232) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計

- より、通知書を交付すること。
- (217) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項及び第3項の規定により、計画の判定をすること。
- (218) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第4項から第6項までの規定により、通知書を交付すること。
- (219) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第14条第1項の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (220) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第14条第2項の規定により、必要な措置をとるべきことを要請すること。
- (221) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第3項の規定により、計画の写しを受理すること。
- (222) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第1項の規定により、計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること。
- (223) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第2項の規定により、指示に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (224) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第3項の規定により、協議を求めること。
- (225) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第17条第1項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。
- (226) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項の規定により、届出を受理すること。
- (227) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第2項の規定により、計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること。
- (228) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第3項の規定により、指示に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (229) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第20条第2項の規定により、通知を受理すること。
- (230) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第20条第3項の規定により、協議を求めること。
- (231) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第21条第1項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。
- (232) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画

画の認定をすること（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物（同法第85条第6項若しくは第7項の仮設興行場等、同法第87条の3第6項の興行場等又は同条第7項の特別興行場等（以下この号において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第241号まで及び第243号において同じ。）。

(233) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第3項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画を建築主事に通知すること。

(234) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第4項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けること。

(235) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第4項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知書の交付を受けること。

(236) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第37条の規定により、認定建築主に対し報告を求めること。

(237) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第38条の規定により、必要な措置を命ずること。

(238) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第39条の規定により、計画の認定を取り消すこと。

(239) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第2項の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定をすること。

(240) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第42条の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を取り消すこと。

(241) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。

(242) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定により、書面を交付すること。

(243) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の規定により、書面を交付すること。

の認定をすること（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物（同法第85条第6項若しくは第7項の仮設興行場等、同法第87条の3第6項の興行場等又は同条第7項の特別興行場等（以下この号において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第241号まで及び第243号において同じ。）。

(233) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第3項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画を建築主事に通知すること。

(234) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第4項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けること。

(235) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第4項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知書の交付を受けること。

(236) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条の規定により、認定建築主に対し報告を求めること。

(237) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第38条の規定により、必要な措置を命ずること。

(238) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第39条の規定により、計画の認定を取り消すこと。

(239) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第2項の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定をすること。

(240) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第42条の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を取り消すこと。

(241) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第43条第1項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。

(242) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定により、書面を交付すること。

(243) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定により、書面を交付すること。

5～12 (略)

(はまぐみ小児療育センター所長への委任)

第6条の2 次に掲げる事務は、はまぐみ小児療育センター所長に委任する。

(1)～(3) (略)

(4) 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第78号）第24条第5項、第67条第5項又は第77条第4項の規定により、通所給付決定保護者に対し、領収証を交付すること。

(5) 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第25条（同条例第71条及び第78条において準用する場合を含む。）の規定により、通所利用者負担額合計額の通知を行うこと。

(6) 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第26条第1項若しくは第2項（同条例第78条において準用する場合を含む。）又は第68条第1項若しくは第2項の規定により、通所給付決定保護者に対し、障害児通所給付費等の額に係る通知等を行うこと。

(7) 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第38条又は第70条（同条例第78条において準用する場合を含む。）の規定により、運営規程を定めること。

(8) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第79号）第55条第4項の規定により、入所給付決定保護者に対し、領収証を交付すること。

(9) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第56条第1項又は第2項の規定により、入所給付決定保護者に対し、障害児入所給付費等の額に係る通知等を行うこと。

(10) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第58条において準用する同条例第15条第1項の規定により、入退所の記録の記載を行うこと。

(11) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第58条において準用する同条例第19条の規定により、入所利用者負担額合計額の通知を行うこと。

(12) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第58条において準用する同条例第35条の規定により、運営規程を定めること。

(13) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24

5～12 (略)

(コロニーにいがた白岩の里所長等への委任)

第6条の2 次に掲げる事務は、コロニーにいがた白岩の里所長及びはまぐみ小児療育センター所長に委任する。

(1)～(3) (略)

年新潟市条例第80号) 第104条第1項又は第2項の規定により、入退所の記録の記載等を行うこと。

(14) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第105条第5項の規定により、支給決定障害者等に対し、領収証を交付すること。

(15) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第108条の規定により、運営規程を定めること。

(16) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第110条において準用する同条例第24条第1項又は第2項の規定により、支給決定障害者等に対し、介護給付費の額に係る通知等を行うこと。

(17) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第110条において準用する同条例第30条の規定により、支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によつて介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときに、意見を付してその旨を市町村に通知すること。

(18) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第110条において準用する同条例第93条の規定により、協力医療機関を定めること。

2 次に掲げる事務は、コロニーにいがた白岩の里所長に委任する。

(1) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）第14条第1項の規定により、入退所の記録の記載を行うこと。

(2) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第17条第5項の規定により、入所給付決定保護者に対し、領収証を交付すること。

(3) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第18条の規定により、入所利用者負担額合計額の通知を行うこと。

(4) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第19条第1項又は第2項の規定により、入所給付決定保護者に対し、障害児入所給付費の額に係る通知等を行うこと。

(5) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第34条及び新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年新潟県条例第23号）第5条の規定により、運営規程を定めること。

- (6) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第39条第1項又は第2項の規定により、協力医療機関等を定めること。
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第119条第1項又は第2項の規定により、入退所の記録の記載等を行うこと。
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第120条第5項の規定により、支給決定障害者等に対し、領収証を交付すること。
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第123条及び新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第27号）第7条の規定により、運営規程を定めること。
- (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第125条において準用する同令第23条第1項又は第2項の規定により、支給決定障害者等に対し、介護給付費の額に係る通知等を行うこと。
- (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第125条において準用する同令第29条の規定により、支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によつて介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときに、意見を付してその旨を市町村に通知すること。
- (12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第125条において準用する同令第91条の規定により、協力医療機関を定めること。
- (13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）第8条第1項又は第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、契約支給量の報告等を行うこと。
- (14) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第19条

第5項の規定により、支給決定障害者に対し、領収証を交付すること。

(15) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第20条第1項又は第2項の規定により、利用者負担額合計額の報告及び通知を行うこと。

(16) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第21条第1項又は第2項の規定により、支給決定障害者に対し、介護給付費の額に係る通知等を行うこと。

(17) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第39条の規定により、同条第1号又は第2号に該当する場合に、意見を付してその旨を市町村に通知すること。

(18) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第41条及び新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年新潟県条例第24号）第6条の規定により、運営規程を定めること。

(19) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第46条第1項又は第2項の規定により、協力医療機関等を定めること。

3 次に掲げる事務は、はまぐみ小児療育センター所長に委任する。

(1) 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第78号）第24条第5項、第67条第5項又は第77条第4項の規定により、通所給付決定保護者に対し、領収証を交付すること。

(2) 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第25条（同条例第71条及び第78条において準用する場合を含む。）の規定により、通所利用者負担額合計額の通知を行うこと。

(3) 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第26条第1項若しくは第2項（同条例第78条において準用する場合を含む。）又は第68条第1項若しくは第2項の規定により、通所給付決定保護者に対し、障害児通所給付費等の額に係る通知等を行うこと。

(4) 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、

- 設備及び運営の基準に関する条例第38条又は第70条（同条例第78条において準用する場合を含む。）の規定により、運営規程を定めること。
- (5) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第79号）第55条第4項の規定により、入所給付決定保護者に対し、領収証を交付すること。
- (6) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第56条第1項又は第2項の規定により、入所給付決定保護者に対し、障害児入所給付費等の額に係る通知等を行うこと。
- (7) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第58条において準用する同条例第15条第1項の規定により、入退所の記録の記載を行うこと。
- (8) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第58条において準用する同条例第19条の規定により、入所利用者負担額合計額の通知を行うこと。
- (9) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第58条において準用する同条例第35条の規定により、運営規程を定めること。
- (10) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第80号）第104条第1項又は第2項の規定により、入退所の記録の記載等を行うこと。
- (11) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第105条第5項の規定により、支給決定障害者等に対し、領収証を交付すること。
- (12) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第108条の規定により、運営規程を定めること。
- (13) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第110条において準用する同条例第24条第1項又は第2項の規定により、支給決定障害者等に対し、介護給付費の額に係る通知等を行うこと。
- (14) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第110条において準用する同条例第30条の規定により、支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によつて介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときに、意見を付してその旨を市町村に通知すること。
- (15) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第110条において準用する同条例第93条の規定により、

(女性相談支援センター所長への委任)

第6条の3 次に掲げる事務は、女性相談支援センター所長に委任する。

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項の規定による女性自立支援施設への入所保護を行うこと。
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第5条の規定による女性自立支援施設への保護を行うこと。

(児童相談所長への委任)

第7条 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任する。

- (1)～(17) (略)
- (17)の2 児童福祉法第56条第3項の規定により、書類の閲覧等を求めること（同条第1項及び第2項に係るものに限る。）。)
- (18)～(29) (略)
- (30) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）第14条第2項（同令第57条において準用する場合を含む。）の規定による報告を受理すること。
- (31)～(39) (略)

(保健所長への委任)

第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

- (1)～(9)の4 (略)
- (9)の5 医療法第6条の3第8項の規定により、報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずること。
- (9)の6～(95)の3 (略)
- (95)の4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3第1項の規定により、精神医療審査会に審査（同法第29条第1項の規定による入院措置時の入院の必要性に関する審査に限る。）をを求めること。
- (96)～(98)の2 (略)
- (98)の3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第40条の5第1項の規定により、精神科病院の管理者に対し報告を求め、若しくは帳簿書類の提出等を命じ、当該職員若しくは精神保健指定医に立入検査若しくは質問をさせ、又は精神保健指定医に、精神科病院に立ち入り、入院中の者を診察させること。
- (98)の4 (略)
- (98)の5 (略)

協力医療機関を定めること。

(女性福祉相談所長への委任)

第6条の3 次に掲げる事務は、女性福祉相談所長に委任する。

- (1) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条の規定による婦人保護施設への収容保護を行うこと。
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第5条の規定による婦人保護施設への保護を行うこと。

(児童相談所長への委任)

第7条 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任する。

- (1)～(17) (略)
- (17)の2 児童福祉法第56条第4項の規定により、書類の閲覧等を求めること（同条第1項及び第2項に係るものに限る。）。)
- (18)～(29) (略)
- (30) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第14条第2項（同令第57条において準用する場合を含む。）の規定による報告を受理すること。
- (31)～(39) (略)

(保健所長への委任)

第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

- (1)～(9)の4 (略)
- (9)の5 医療法第6条の3第6項の規定により、報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずること。
- (9)の6～(95)の3 (略)
- (96)～(98)の2 (略)
- (98)の3 (略)
- (98)の4 (略)

<p>(98)の6 (略)</p> <p>(98)の7 (略)</p> <p>(98)の8 (略)</p> <p>(99) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 <u>第47条第1項</u>の規定による医師の指定をすること。</p> <p>(99)の2～(271) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各保健所長に委任する。</p> <p>(1) <u>大麻草の栽培の規制に関する法律</u>（昭和23年法律第124号）第21条第1項の規定により、<u>大麻草栽培者</u>その他の関係者から必要な報告を求め、又は職員に立入検査若しくは収去をさせること。</p> <p>(1)の2 <u>新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例</u>（平成12年新潟県条例第20号）<u>第4条</u>の規定により、必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>(1)の3 <u>新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例第5条</u>の規定により、栽培地の構造設備の改善を命じ、又は栽培地の使用を禁止すること。</p> <p>(2)～(21) (略)</p>	<p>(98)の5 (略)</p> <p>(98)の6 (略)</p> <p>(98)の7 (略)</p> <p>(99) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 <u>第47条</u>の規定による医師の指定をすること。</p> <p>(99)の2～(271) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各保健所長に委任する。</p> <p>(1) <u>大麻取締法</u>（昭和23年法律第124号）第21条第1項の規定により、<u>大麻取扱者</u>その他の関係者から必要な報告を求め、又は職員に立入検査若しくは収去をさせること。</p> <p>(1)の2 <u>新潟県大麻取締法施行条例</u>（平成12年新潟県条例第20号）<u>第7条</u>の規定により、<u>大麻の保管又は廃棄の方法の変更</u>その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>(1)の3 <u>新潟県大麻取締法施行条例第8条</u>の規定により、栽培地等の構造設備の改善を命じ、又は栽培地等の使用を禁止すること。</p> <p>(2)～(21) (略)</p>
---	--

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第8条第3項の改正は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行の日から施行する。